

公 告

令和6年度緑川ダム管理所管内における機械設備の災害時等応急対策工事に関する 基本協定の締結

次のとおり公告します。

令和6年1月25日

国土交通省九州地方整備局
緑川ダム管理所長 吉永 勝彦

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

令和6年度緑川ダム管理所管内における機械設備の災害時等応急対策工事に関する基本協定（以下「本協定」という。）は、緑川ダム管理所（以下「当管理所」という。）で管理する機械設備において災害や故障、不具合が発生した若しくは災害の発生が予想される場合、緊急的に処置の必要な箇所の発見及び応急復旧工事又は対策工事を実施することを想定し、あらかじめ工事等の実施企業を定めておくことにより被害施設の早期発見と復旧及び災害拡大防止に期することを目的としたものである。

(2) 基本協定区間および対象

機械設備の災害時等応急対策工事の基本協定締結の対象は、当管理所が直轄管理する次表に示す機械設備（ダム用水門設備、ダム管理設備）とする。

対象機械設備名	協定締結企業数	対象設備内訳
ダム用水門設備	5社程度	当管理所が管理するダム用水門設備 ・オリフィスゲート ・クレストゲート ・コースターゲート ・非常用放水管ゲート ・選択取水設備
ダム管理設備	5社程度	当管理所が管理するダム管理設備 ・網場 ・通船ゲート ・曝気設備 ・排水ポンプ設備 ・焼却設備

(3) 協定の期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

(4) 協定締結企業の選定

本協定締結企業の選定については、以下の項目を総合的に評価して協定企業を決定する評価方式である

- ① 対象機械設備の工事実績及び点検整備実績
- ② 対象機械設備への精通度
- ③ 機械設備の災害時等応急対策工事協定締結実績
- ④ 資格保有者の雇用者数
- ⑤ 技術者等の派遣場所から緑川ダム管理所までの距離

また、協定を希望した企業の中から技術資料説明書「別表－1」の評価基準に基づき評価し決定する。

(5) その他

基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に工事を実施する場合には、当該協定締結企業の中から前項（4）の評価に基づき契約締結企業の優先順位を決定した上で、速やかに工事請負契約など適切に契約締結するものとし、その実施にあたっては関係法令等を遵守するものとする。

当該協定に基づき施工企業等と契約を取り交わす時点において、施工企業等が法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。

この際、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であることを条件とする

なお、法定外労働災害補償制度には、工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛け金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式があり、請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えない。

ただし、協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事や役務履行を行わないこととなることを付記する。

2. 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 九州地方整備局における令和5・6年度機械設備工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

なお、認定されていない者のした申請は、競争に参加する資格を有しない者のした申請として、当該申請を無効とする。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

また、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 平成20年度以降に元請けとして、対象機械設備において次に掲げる工事（修繕・改造工事を含む）又は点検業務の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

①ダム用水門設備

油圧シリンダ式、ワイヤロープワインチ式いずれかのダム用水門設備の施工実績

②ダム管理設備

網場設備（通船ゲート含む）、曝気設備、ポンプ設備、焼却設備いずれかの施工実績

(5) 本協定は災害時等の緊急時を想定しており、連絡体制の確実性、簡素化を図る必要があることから、協定締結対象者は、単体（経営共同企業体を除く）で参加資格を満たす社を対象とする。

(6) 九州地方整備局管内に本店、支店または営業所が所在していること。

(7) 協定締結参加意思確認申請書（以下「申請書」という。）及び技術資料の提出期限の日から本協定締結までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設企業又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 技術資料の総合的な評価に関する事項

技術資料等説明資料に示す各評価項目について、評価基準に基づき評価する。

4. 本協定に関する手続き等

(1) 担当部局

〒861-4703 熊本県下益城郡美里町畠野3456

緑川ダム管理所 専門官 江里口 貴生

TEL 0964-48-0216（内線502）

(2) 技術資料等説明書の交付期間及び交付方法

①交付期間：令和6年1月25日（木）から令和6年2月16日（金）まで。

②交付方法：下記の緑川ダム管理所ホームページよりダウンロード、又は（1）の担当部局にて配布

<https://www.qsr.mlit.go.jp/midori/>

配布を希望する場合は、記録媒体（CD-R）を持参すること。

(3) 協定締結参加資格確認申請書及び技術資料の提出期間及び方法

①提出期間：令和6年1月25日（木）から令和6年2月16日（金）まで
最終日は17時00分まで。

②提出方法：メールにより提出

提出先メールアドレス：eriguchi-t8910@mlit.go.jp

5. その他

- (1) 技術資料の作成要領、基本協定締結企業の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。
- (2) 本協定締結後は、業種が機械設備工事において、総合評価入札制度の評価対象となる。
- (3) その他、詳細は技術資料等説明書による。